

消 防 技 第 7 1 号
平成19年10月12日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

平成18年中の火災に関する報告について（通知）

火災に関する情報の報告については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき、「火災報告取扱要領の全部改正について」（平成6年4月21日付消防災第100号）別紙「火災報告取扱要領」に従って報告いただいているところです。

昨今、各種製品事故に対する国民の関心が高まっており、消費生活用製品による事故報告を製造事業者等に義務づける消費生活用製品安全法の改正法が本年5月施行されるなど、製品事故（火災を含む）に対する対策の徹底が求められているところです。

このため、電気用品及び燃焼機器に係る火災等の事故については「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について」（平成18年9月18日付消防予第398号・消防技第61号）により、また、自動車に係る火災等事故については「自動車の火災等事故に係る報告について」（平成19年9月25日付消防予第335号・消防技第69号・消防特第132号）により、報告をお願いしているところです。

このたび、平成18年中の火災のうち、電気用品、燃焼機器及び自動車に関する火災についても上記「火災報告取扱要領」第4火災詳報に定める事項を調査することが必要となったため、報告をお願いすることとします。なお、報告に関する要領等については、別途通知しますので、調査が円滑に実施されますよう、協力方よろしくお願いいたします。

また、都道府県知事におかれてましては、貴都道府県内の指定都市以外の市町村に対してもこの旨ご周知いただくようお願いいたします。

【担当】

消防庁消防技術政策室

地下（じげ）、鳥枝、徳永

TEL 03(5253)7541

FAX 03(5253)7533